

岬町外国籍職員の任用に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 1 5 号

岬町外国籍職員の任用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則を踏まえ、日本国籍を有しない職員(以下「外国籍職員」という。)の適切な任用を確保するため、法令及び他の規則に定めるもののほか、外国籍職員を任用することのできる職の範囲を定めるものとする。

(任用の基本原則)

第 2 条 外国籍職員については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職員の職に任用することはできないものとする。

(公権力の行使に係る職)

第 3 条 前条に規定する公権力の行使に係る職とは、次に掲げる事務を担当する職員の職とする。

- (1) 町民の権利又は自由を一方的に制限する内容を含む事務
- (2) 町民に対して義務又は負担を一方的に課する内容を含む事務
- (3) 町民に対して強制力をもって執行する内容を含む事務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公権力の行使に該当すると町長が認める事務

(公の意思の形成への参画に係る職)

第 4 条 第 2 条に規定する公の意思の形成への参画に係る職とは、次に掲げる本町行政の企画、立案、決定等に関与する職員の職とする。

- (1) 次に掲げる職のうち、岬町事務決裁規程(昭和 5 6 年岬町規程第 1 号)に基づき専決権限を付与されている職員の職
 - ア 職務の級が一般職の職員の給与に関する条例(昭和 3 2 年岬町条例第 9 号。以下「条例」という。)別表第 1 一般職給料表に定める 5 級以上の職員の職
 - イ 職務の級が条例別表第 2 教育職給料表に定める 3 級の職員の職
- (2) 町の基本施策(政策、企画、財政、人事及び秘書等に関するものに限る。)の決定等に携わる職員の職

(在留資格による制限)

第 5 条 日本国籍を有しない者のうち、就職が制限されている在留資格の者に

については、その制限に反する任用をすることはできない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、外国籍職員の任用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。